

岐阜県公報

第 二 千 五 百 十 八 号
平 成 二 十 六 年 二 月 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 道路の区域変更

(道路維持課)

四九^{ページ}
- 道路の供用開始

(同)

四九
- 保安林の指定解除

(中濃農林事務所)

五〇
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課)

五〇
- 県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課)

五一
- 基本測量の終了

(用地課)

五一

告 示

岐阜県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の幅員		延長		備考
前	後	前	後	別	別	ル	ル	ル	ル	
高山市江名子町三〇九五番地先から	高山市江名子町三〇九五番地先から	高山市江名子町三〇九五番地先から	高山市江名子町三〇九五番地先から	別	別	ル	ル	ル	ル	
町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	町三〇九二	
同市同	同市同	同市同	同市同	同市同	同市同	同市同	同市同	同市同	同市同	
番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	
一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	
二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	

岐阜県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年二月四日

課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示の日 ほか)
県道	岩井線 高山市江名子町三〇九五番地 先から 高山市同 町三〇九二番地 停車場 先まで		二〇三	平成 二六・二・四	平成 二六・二・四

岐阜県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美濃市大字藤生字浅野平一八二の二、一八二の五、一八三の四から一八三の八まで
一八四の二、一八四の四、一八四の五
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

公 示

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つちスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名 曾我 啓次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市付知町五六九二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、完全学校週五日制による子どもたちの休日の有効活用、並びに付知町の中津川市への編入合併以降の地域住民総参加型交流事業の展開を両立するべく、約六、八〇〇人を超える付知住民及び周辺の住民に対して、スポーツを通じた健全で健康な社会環境づくり、競争意欲の向上に伴う競技のレベルアップ、それに多彩な競技の安定的開催の実現に寄与することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年一月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人二一世紀の提案瑞浪芸術館

三代 表 者 の 氏 名 近藤 直文

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市稲津町萩原一二二〇番地の二

五 定款に記載された目的 この法人は、21世紀はアートの時代でありその理念は本物志向と認識し、地域の文化・産業の発展に寄与できる文化センスのある人材の育成を目指し、誇りあるものづくりの街をはぐくむことを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こぎげんさん

三代 表 者 の 氏 名 寺井 有子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市長坂八丁目一九八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、助け合いと非営利活動の精神を生かし、地域の高齢者に対する宅老所を中心とする老人介護、相互扶助並びに子どもに対する託児所に関する事業を行い、地域における高齢者及び子どもの心身の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

。県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

加子母地区

中津川市役所

平成二六・二・三・四から五まで

。県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

東濃第一地区（五輪第一池）

土岐市役所

平成二六・二・三・四から五まで

。基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十五年六月二十四日から

同 年十二月二十七日まで

四 作業地域

高山市、関市、恵那市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市及び大野郡白川村

平成二十六年二月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社